

令和3年8月25日

第14回村上市農業委員会会議録

第14回村上市農業委員会定例会を令和3年8月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	斎藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

議案第6号 令和3年度村上市賃借料情報（案）について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長（小川良和君） 改めまして、皆さん、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第14回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は全員出席となります。よって、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは初めに、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、第14回村上市農業委員会定例総会の議事録署名人についてお諮りいたします。

議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第14回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号9番、本間サヨ子委員、議席番号10番、稲葉浩之委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について事務局から説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について報告いたします。

1ページを御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、土地につきましては1筆、台帳面積37平米、うち転用面積37平米、転用目的は農業用施設用地（農機具物置）でございます。備考としましては、申請者は23アールの農業経営を営んでおります。今回の申請は、農機具物置の建設を計画したものです。農機具物置1棟、建築面積19.83平米となっております。

続きまして、場所の説明をいたします。2ページを御覧いただきたいと思います。図面中央に位置しているのが堀野集落でございます。図面左上に、左手中段から右上に走っているのが県道鶴岡村上線でございます。また、図面下段に右から左に流れているのが三面川左岸用水路でございます。堀野集落の三面川左岸用水側、太線で囲まれているところ、小さいですけど四角く囲まれているところが申請地となっております。

以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、続いて、報告第2号 農地法の適用を受けない事

実確認願について報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

今回は4件となっております。番号1、申請人、_____、土地につきましては1筆、323平米、申請事由としましては、申請地は百川の河川敷に入っています。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、_____、土地としましては4筆、合計で571平米でございます。申請事由としましては、字吉田__番__、字粕塚__番__、__番__は約40年前から耕作しておらず、原野化しております。字屋敷添__は、50年以上前から農作業小屋が建っています。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、番号3になります。申請人、_____、土地につきましては1筆、344平米、申請事由としましては、道路と住宅に挟まれた凹凸のある畑地で約30年前から耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

次のページを御覧いただきたいと思います。4ページでございます。番号4、申請人、_____、土地につきましては1筆、192平米、申請事由としましては、道路と住宅に挟まれた狭小・不整形地であり、約30年前から耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。右側、5ページを御覧いただきたいと思います。番号1でございます。図面中央から左手に八日市集落がございます。その左側のほうに岩船小学校がございます。また、図面右側、右下から上方向に流れているのが百川でございます。申請地は、この百川のちょうど中ほど、細長い三角形がございますけれど、こちらのほうが申請地となっております。

続きまして、次の6ページを御覧いただきたいと思います。番号2の（その1）でございます。図面中央に上から下に走っているのが国道7号、その右側に並行して流れているのが大須戸川でございます。図面中央下段、国道7号沿いにあるのが申請地の吉田__番__、三角形っぽいのがそちらでございます。また、大須戸川沿いに図面中央に太線で囲まれているのが粕塚の2筆となっております。

続きまして、右手7ページを御覧いただきたいと思います。番号2の（その2）でございます。図面中央から右側に大須戸集落がございます。中央から若干左手に縦に流れているのが大須戸川、その左側に国道7号が並行して走っております。申請地につきましては、大須戸集落のちょうど中段、中央から若干右のところですが、そちらのほうに屋敷添__がございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、また8ページ御覧いただきたいと思います。番号3、番号4、1か所にまとめてございます。図面中央から上方向に黒田集落がございます。中段に右か

ら左に流れているのが黒田川でございます。図面中央左側、上から下に走っているのが県道高根村上線となっております。ちょうど図面の中央に2筆、平べったい三角、下にありまして、その右上に四角形、台形の土地がございますけれど、上のほうが番号3、下の平べったいのが番号4となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告事項については以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1番、申請人、_____、土地につきましては1筆、400平米のうち160平米となっております。転用目的は土蔵敷地、農地区分は第2種農地、備考としましては、申請地の脇に自宅があり、このたび土蔵敷地として転用するものです。なお、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。土蔵1棟、建築面積98.82平米でございます。こちらの案件は既に建設されておりまして、かなり古い建物であり、昭和27年の農地法制定以前のものかもしれないのですが、税務課の固定資産の資料には建築年不明となっておったものですから、今回建築年の確認ができないものですから、申請してもらうことといたしました。

場所につきまして説明させていただきます。次の10ページを御覧いただきたいと思っております。図面中央から右側が大須戸集落でございます。図面中央から左側に大須戸川、その左側に国道7号が走っておりまして、集落の中央若干左側に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

20番、富樫委員。

○20番（富樫与志栄君） 20番、富樫です。議案第1号、番号1番、_____さんからの申請のあった農地法第4条の規定に係る許可申請について、現地確認の報告をいたします。

8月5日の木曜日だったのですが、午後1時半より朝日支所3階第3会議室において農業委員6名、最適化推進委員6名、それから事務局、小川局長、中村次長、そして朝日支所の産業建設課、菅井主査出席の下、現地確認を実施いたしました。初めに、事務局より申請内容等について説明がございました。その後現地へ移動しまして、申請内容について確認を行いました。

当該地は大須戸集落地内にあり、周囲を住宅等に囲まれた農地です。今回は、農地の一部を土蔵

敷地として申請されたものですが、現地には既に土蔵が設置されておりまして、残地は畑として利用され、野菜が栽培されておりました。土蔵の建築年については、今中村次長からお話がありましたが、申請者の____さんに確認したところ、物心つく頃には既に建っていたということでありまして、いつ頃かというのは不明だそうでございます。また、事務局にも税務課に確認してもらいましたが、建築年は不明とのことございました。朝日地域としては、土蔵は建物の状況から農地法が施行される昭和27年より以前に建てられたものと推測され、本来であれば転用申請は不要なものであると判断しました。しかし、____さんが転換協力金を申請するに当たり、農地を現況に合わせて整理する必要があり、申請地において土蔵敷地として利用していることから、農地の一部で残地については畑として利用されていることから、事務処理上転用申請したものであることから、朝日地域としては追認としてではなく、通常の申請としての取扱いとした上で許可相当との意見となりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
(なしの声あり)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもよろしいでしょうか。
(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について説明いたします。

1番、新潟県有地売却の内容といたしまして、物件名は村上桜ヶ丘高等学校飯野実習地でございます。実施機関は新潟県、入札方法は一般競争入札でございます。入札日及び開札日は令和3年9月17日、最低売却高は_____となっております。

2番、願い出者及び土地の表示でございます。願い出者は2者となっております。番号1、_____
_____。続けて、願い出者、説明させていただきます。番号2、_____
_____。土地の表示といたしましては、2筆で1,586平米、転用目的は両者とも宅地分譲となっております。農地区分は第3種農地、備考としましても、区画割以外は2者とも同じでございます。願い出者は、当該地を宅地分譲地にする計画をしております。なお、当該地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種中高層住居専用地域）に位置し、宅地分譲目的の

転用は可能な場所である。_____のほうは宅地分譲6区画、_____のほうは8区画となっております。

続きまして、場所について説明いたします。12ページを御覧いただきたいと思います。図面左手中央に村上高校がございます。また、図面右側下に南小学校がございます。この南小学校の左上のほうに売却予定地の2筆がございます。

それですが、これから入札に参加する形になりますが、この落札者が改めて5条申請していただく形となっております。ただ、この証明願の内容、事情が異なっていなければ、総会にかけずに許可をすることについてもご了承いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明のあった議案第2号につき、現地調査をしていただいておりますので、ご報告をお願いいたします。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。議案第2号、番号1、2について現地調査してまいりましたので、報告いたします。

番号1と2は、同じ土地で転用目的も同じということから一緒に報告させていただきます。8月6日午前9時に神林支所男子休憩室において、農業委員4名、最適化推進委員2名、事務局より中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、飯野の現地に移動し、申請内容を確認しました。現地は、村上桜ヶ丘高校の実習地として利用されていた農地です。現地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、周囲は全て住宅に囲まれ、この一角だけが残された農地です。近くには南小学校、桜ヶ丘高校、村上高校などの学校、また医院、クリニック等の複数の医療機関があります。被害防除計画については、番号1については6区画について宅地として分譲、番号2については8区画に分けて宅地として分譲、雨水は道路側溝に排水する、生活雑排水は公共下水道を利用する。周囲に与える農地がないことを確認できたため、全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） 議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第2号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願については承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、貸し人、_____、借り人、_____、土地につきましては1筆、2,148平米のうち768平米となっております。転用目的は事務所及びプロパンガス保管庫等建設敷地、契約につきましては賃貸借、1年当たり_____となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可日から10年間となっております。

位置について説明いたします。14ページ、次のページを御覧いただきたいと思っております。図面左手、斜めに上から左のほうに走っておるのが国道7号、その隣、右側にJR羽越本線が走っております。図面中央、若干右上に山北総合体育館、その上に山北支所がございます。申請地は、図面中央下段のところに太線で囲まれている場所が申請地ございまして、消防署の山北分署から山北球場のほうに走っていく途中でございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほど説明をいただいた案件についても現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

11番、斎藤委員。

○11番（斎藤 博君） 11番、斎藤です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、8月13日、現地確認を行いましたので、報告いたします。

当日は、午後1時30分に山北支所会議室におきまして農業委員3名、事務局より中村次長が出席し、初めに次長より申請内容について説明を受けました。その後現地に移動し、行政書士の___さんの立会いの下に申請内容の確認を行いました。申請者はプロパンガス販売業を営んでいて、現在の事業施設が借地で、土地所有者よりの返還要望があったために今回の許可申請するものです。申請地は近隣に住宅等もなく、周囲に隣接する農地耕作者の同意も得ています。事務所及びガス保管庫は現在と同規模程度のものを建設する予定で、土地所有者からの同意も得られたために転用申請するものです。雨水につきましては道路側溝へ、上下水道は公共下水道使用により対応する予定です。よって、山北地区といたしましては許可するものとの意見となりました。ご審議よろしく願います。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号について質疑に入ります。ご質問等ありましたら。
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） これもないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、隣の15ページ御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は貸借の案件がございまして、売買の案件が1件でございます。

それでは、番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、
地目、田、1筆で628平米、対価は____、10アール当たり____でございます。

では、めくっていただきまして、16ページ御覧ください。場所の説明でございます。ページ下側、南側が布部集落でございます。ページの右下、カーブしている道路が県道鶴岡村上線でございます。右側に向かいますと、やな場方面でございます。集落の北側になりますが、太く囲った場所がございます。こちらが議案第4号、第1号の位置図でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、____、____、議事に参与できませんので、退席を願います。

（____退席）

○議長（石山 章君） 議案第4号につき、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

（____着席）

○議長（石山 章君） ____、議案第4号、承認することに決定いたしました。

（ありがとうございましたの声あり）

○議長（石山 章君） 次に、議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について、農地法施行規則第17条第2項による区域ということで説明させていただきます。

番号1、申請人、____、土地につきましては2筆、188平米でございます。申請事由としましては、申請者は新潟市に住んでおり、農業の経験もなく管理が困難なため、隣接する宅地と農地を

一体として空き家バンクに登録し、売却したいと考え、当該地について区域設定を申請するものです。

続きまして、場所の説明をいたします。18ページを御覧いただきたいと思います。図面左手、上から下に走っておりますのが国道345号でございます。その右側にJR羽越本線が並行して走っております。このJR羽越本線の左側、図面中央より左手に太線で囲まれている2筆が今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） この件についても現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。議案第5号、番号1について現地調査してきましたので、ご報告します。

村上地域では、8月6日に農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午前9時に神林支所男子休憩室において農業委員4人、最適化推進委員2人、事務局からは中村次長が出席し、事務局から申請内容について説明を受けました。その後、早川地内の現地に移動し、申請内容を確認しました。申請人は、平成29年に相続で今回の農地を取得しましたが、実家を離れ、耕作及び管理が困難であることから、宅地と隣接する今回の農地を一体として空き家バンクに登録するため、当該地について区域設定を申請するものです。

なお、現在のところは早川集落に住むおじに農地の管理を依頼している状況であるとのこと。申請地は、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されておらず、また作業受託契約が設定されていない等の条件をクリアし、遊休農地の発生防止が図られる観点からも、今回の申請については村上地域委員で妥当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

8番、遠山委員。

○8番（遠山久夫君） 8番、遠山です。少しお聞かせ願いたいのですが、この3条第2項第6号の規定による別段面積、これは農地を維持するための下限面積で、これは農地バンクへ委託して、買う方が、農地を持たない人が買える状況をつくっておきたいという下準備の認定だというふうに解釈しますが、そういう見方でよろしいのですか。

○事務局長（小川良和君） それで結構です。ただ、うちの場合は空き家バンクに登録されたものだけではなくて、市内のもう既に在住されている方で、農地を持っていない方が新たに取得するためにとことでの制度として設けております。先ほど次長の説明あったように、遊休農地対策という観点からの制度設計となっております。

以上です。

○8番（遠山久夫君） ありがとうございます。

それで、もう一点、じゃ買った方が農業をやらないんだよと。田んぼ扱いですが、これは今後宅地化するというのは、この方が、買った方が結局転用をかけてくるというような話に、進み方としてはそういう考えでもよろしいのですか。

○事務局長（小川良和君） この場所については、今も現地見ていただいていて状況も把握されております。状況によっては、その方が農業をやらないよと。ただ、今遠山さん言われるように、ほかのものということであれば、3条での申請ではなくて最初から5条申請を上げていただいて、取得していただくというような手続になります。

○8番（遠山久夫君） 買った後、本人が。

○事務局長（小川良和君） 買った後は、少なくとも今回の場合は特例で下限面積を正直撤廃して買えるような状況をつくっている関係もありますので、3条でやった以上、耕作目的ということになりますので、うちとしては少なくとも5年間は耕作してくださいというお願いの上で購入いただくような格好になります。空き家バンクで当初から宅地を買う際に、もう既にということでは先ほど話したように最初から5条でと。3条で買った場合は、少なくとも5年間は現状を維持していただきたいということでのお願いはする予定ではありますので、それを踏まえた中でのまず相談というふうな格好になろうかと思えます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第5号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定については承認することに決定いたしました。

議案第6号 令和3年度村上市賃借料情報（案）についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、19ページ御覧ください。議案第6号 令和3年度村上市賃借料情報（案）についてご説明いたします。

こちらは、農地法第52条の規定による借賃等を別紙のとおり公表するものとなっております。

めくっていただきまして、20ページ御覧ください。こちらの表は、令和2年6月から令和3年、今年の5月まで農業委員会で決定、公告された農用地利用集積計画から算出したものとなります。上段の数字につきましては金額集計したものでございます。下段の括弧書きにつきましては、物納数を集計したものを表示してございます。データ数は、集計に用いた筆の数となります。算出結果は四捨五入いたしまして100円単位としております。物納につきましてはキログラム単位としております。算出に当たって、平均に比べ著しく高額など、特殊な情報は集計から除いてございます。また、データ件数が5件未満の場合は表示してございません。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第6号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、令和3年度村上市賃借料情報（案）については承認することに決定いたしました。

こちらで準備した議題については以上であります。その他について皆様方から。

5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） 1件質問させていただきます。

議案第2号で審議されました農地の買受適格証明についての件でちょっと質問させていただいたのですが、入札日が9月17日ということで、これは結構なのですが、説明の中でこれが落札された方は5条の申請が必要ないということの説明でしたので、その辺のいきさつ、普通であれば買受適格証明であれば、農地のままであれば3条、転用であれば4条なり5条なりのあれになるわけなのですが、5条申請が必要ないということになると、今の段階で落札された方がどういう方で、そこを売却できるようなあれをするのかということまでもう審査されているのかどうかを含めてひとつお願いしたいと思います。

○事務局次長（中村宣信君） 5条申請は必要です。審査が必要ないというお話です。今回の買受願と計画が変わらなかったとしても5条申請は落札者に出していただくこととなります。ただ、その申請に関して、また総会で議案として上げることはしないで進めさせていただくというお話でございまして、この件につきまして県庁にも確認させていただいたのですけれども、その際に民事執行法による農地等の売却の事務処理要領の制定についてなんていうのがございまして、そちらのほうにも買受適格願を取った場合は今回の総会で5条申請の証明許可に係るものと同じ、準じた形で買受適格願を出してもらったときに審査しているということで、総会に改めてかけることなく許可しますよというのを総会でちゃんと議決を取っておいてくださいというのが書かれているのです。そう

いったことから5条申請は出していただくのですけれど、改めて総会にはかけないで、そのまま許可を出させていただくというようなことでございます。

○5番（佐藤健吉君） ありがとうございます。

そうすると、特に説明はなかったのですが、今この買受適格証明を出す際に5条申請につけるべき資料等についても審査されているということになるわけですね。

○事務局次長（中村宣信君） それで、細かいところまでお話しさせていただくと、当然この辺については落札が決まっていないものですから、各入札に参加される業者さんもあまり経費をかけたくないし、発注側の県に確認しましたところ、詳細な縦横断の測量とか土地の土質の状況とか、そういったところまで調べる経費までは当然かけろとは言えないということで現地を確認していただいて、目視の段階でこのぐらいの土地であれば改良はここまで必要ないだろうといった形の計画書を作ってください、出していただいているというような状況でございますし、あとそういったことからまず資金計画も当然その辺を出して、目視による計画を立てていただいた上でそれに係る資金幾ら必要かというの、またそれに対する残高証明というのも当然つけていただいて確認はさせていただきます。

○事務局長（小川良和君） 簡単に言うと、5条申請と同等の、同じレベルの添付書類をつけていただいた上で審査し、現地確認をした上で今回案件として上げさせていただいておりますので、5条と同じような対応、審査、書類等という事務手続されております。

○議長（石山 章君） 佐藤委員、よろしいですか。

○5番（佐藤健吉君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 事務局、何かありますか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようであれば、議案については以上といたします。

暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時15分～午後2時27分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時08分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和3年8月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員